甲府城の築城過程―躑躅ケ崎館から甲府城へ―

From Tsutsujigasaki Manor House to Kōfu Castle: A Case Study of Domainal Administration under Tokugawa Ieyasu

吉田ゆり子

東京外国語大学大学院総合国際学研究院

YOSHIDA Yuriko

Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

はじめに

- 1 徳川家康の甲斐支配―古府躑躅ケ崎館の時代―
 - 1-1 領国支配体制の構築
 - 1-2 四奉行による甲斐領国支配の確立過程
 - 1-3 石和八幡社宛四奉行連署状の年次比定
- 2 小牧・長久手の戦いと古府
- 3 小牧・長久手の戦い後における家康の甲斐領国支配
 - 3-1 一条小山と一蓮寺
 - 3-2 家康による甲府城の縄張
 - 3-3 『裏見寒話』と『蠹余一得』

おわりに

キーワード: 武田信玄 甲府城 徳川家康

Keywords: Takeda Shingen Kofu Castle Tokugawa Ieyasu



要旨

本稿では、甲斐における政治的拠点が、武田氏の本拠地であった躑躅ケ崎館を中心とする古府から、甲府城とその城下町へと移行する過程を、徳川家康の領国支配のあり方と連動させながら検討した。その際、甲府城築城の開始時期をめぐって、これまで天正 11 (1583) 年、天正 13 年、天正 17 年とする三つの説があったのに対し、天正 13 年と推定されることを論証し、武田氏滅亡後、家康による領国支配の拠点となる甲府城の築城が早期に計画されたにもかかわらず、完成が文禄一慶長期に至った事情を次のように考察した。すなわち、家康の甲斐入国から天正 12 年尾張出陣以前に、一条小山への甲府城普請の沙汰がなされていたが、普請の開始命令は、長久手の戦い後、天正 13 年 1 月であった。さらに、真田氏攻略や、一条小山とその周囲に所在した一蓮寺等の寺社や湯田の集落の移転に手間取り、天正 17 年伊奈熊蔵の検地によりその替え地が確定された。しかし、天正 18 年の家康の関東移封を迎え、甲府城普請は頓挫した。結局、築城事業を動かしたのは加藤光泰であり、城下町移転とともに事業を完成させたのは浅野長政・幸長父子であった。

Abstruct

This article examines the relocation of Kōfu's administrative headquarters from Tsutsujigasaki Manor House, which served as the Takeda Clan's base of operation, to Kōfu Castle and the surrounding castle town, while analyzing the character of domainal rule under Tokugawa Ieyasu. Currently, there is no scholarly consensus about the year in which Kōfu Castle's construction began. Scholars have offered three dates: Tenshō 11 (1583), Tenshō 13, and Tenshō 17. This article argues that construction was most likely initiated in Tenshō 13. Although Tokugawa Ieyasu planned to begin the construction of Kōfu Castle soon after the Takeda Clan's defeat, it was only in the Keichō period that the Castle was finally completed. While a plan for the construction of Kōfu Castle in Ichijō-koyama appeared sometime between Ieyasu's arrival in Kai Province and the conquest of Owari Province in Tensho 12, the command to commence construction was not issued until the first month of Tensho 13 after the Battle of Nagakute. Moreover, disruptions related to the Sanada invasion and efforts to relocate villages in the Yuda area and Buddhist temples in and around Ichijō-koyama, such as Ichirenji, delayed construction, and it was not until Ina Kumazō's Tenshō 17 cadastral survey that a relocation site was finally designated. However, the project once again stalled as a result of Ieyasu's move to the Kanto region in Tenshō 18. Ultimately, it was Katō Mitsuyasu who helped restart the project and was the father-son duo of Asano Nagamasa Yoshinaga who, together with the relocation of the castle town, helped to complete it.

(1) 130

甲 ·府城 躑 躅ケ崎館から甲府城 0 築城過程

吉田ゆり子

武田氏滅亡後、

徳川家康の甲斐入国、

関ヶ原の戦い後の家康による 家康の関東移封、その後入封

はじめに

徳川家康の甲斐支配―古府躑躅ケ崎館の時代

<u>|</u> 領国支配体制の構築

四奉行による甲斐領国支配の確立過程

 $\stackrel{|}{=}$ 石和八幡社宛四奉行連署状の年次比定

ながら検討を加えることを目的とする。

二 小牧・長久手の戦いと古府

三 小牧・長久手の戦い後における家康の甲斐領国支配

三―― 一条小山と一蓮寺

三―三『裏見寒話』と『蠹余一得』 三一二 家康による甲府城の縄張

> 点が、 府城とその城下町へと移行する過程を、 の過程と密接不可分な事柄である。 た政権移行は、 領国経営の再開と、 した豊臣家大名による支配体制の構築、 武田氏の本拠地であった躑躅ケ崎館を中心とする古府から、 政権の拠点となる城郭の構築と基盤となる城下町整備 甲斐の領国支配はめまぐるしく推移した。こうし

本稿では、

甲府における政治的拠

甲

領国支配のあり方と連動させ

年一二月、 堵を進め、 侍を募り巨摩郡下山 で家康は、 反乱が起き、 七日に甲府に入り、 館であった。 の躑躅ケ崎に館を移してから、 かし、六月二日本能寺の変により、 一〇年三月、 武田時代の本城は、 三月一一日に自刃して武田氏は滅亡した。織田信長は、 他方で、自身も七月には甲斐国に入り、井伊直政らにより 六月六日付で勝頼の旧臣岡部正綱に書状を送り、 躑躅ケ崎館を破却して韮崎の新府に移った。しかし、 河尻秀隆は殺害され、 織田信忠の進撃に対して、 その後、 その後、 で城普請を行うよう指示し、 永正一六 (一五一九) 勝頼は領国支配の乱れから天正九(一五八一) 河尻秀隆を甲斐国に封じて帰国した。 信玄、 政治的に空白地帯となった。そこ 甲斐国では武田旧臣や百姓らの 勝頼と三代にわたり、 勝頼は新府城に火をかけて逃 年、 国侍や寺院の本領安 信虎が石和から甲府 甲斐国の 同年三月 躑躅ケ崎 天正

はじめに

[旧臣を引き入れながら、

といわれる起請文をとり、 の甲斐領国化が進められることになる。 〇月 一一日までの間に、 二九日、 北条氏直との間で講和が成立し、 武田氏旧臣八九五人から、 家康への臣従を誓わせた。 新府を拠点として北条氏直と対峙した。 家康は、 八月一〇日から一二 ここに本格的に家康 「天正壬午起請文

月

わり、 との関連が十分には明らかにされていないことにある。 はほぼ異論がないところとなっている。 文禄二 (一五九三) 関東に移封された後、 0 した。しかし、新たな領国支配がどこを拠点に行われることになった 親吉を甲斐国郡代に任じ、 こうした動向の中で、 八年関東移封までの間、 か明らかではない。一条小山に甲府城が築城され、 甲府城が甲斐国の拠点となったのは、 年に入った浅野長政・幸長父子の時代とみる点で 文禄期に甲斐国に入封した加藤光泰や、 天正一〇 家康による甲斐の領国経営の実態と甲府城 新たな領国支配体制を構築して浜松に帰陣 (一五八二) 年一二月、 問題は、 天正一八年八月、 天正一〇年から同 城下町整備が終 家康は平岩 その後 家康が

一三年、 甲府城築城の開始時期をめぐっては、 天正一七年とする三つの説があった。 これまで天正一一 年、 天正

る 宛てて発給された次の文書の年次比定を、天正一一年とすることにあ の説である。 第一は、 天正一一年とする徳川善宣 その根拠は、 正月二七日付で家康から郡代平岩親吉に 新修 徳川家康文書の研究

以上に対し、

いずれの説も否定し、

新たに天正

一七年を築城開始

(2)

[史料1]

候之間、 条山地形之儀、 油断有間敷候、 其国之諸侍相 恐々謹言 触 請可 申付候、 石垣 積近日

差

正月廿七日

康

平岩七助殿

と記している。 新城を築くことにし、天正十三年縄張をはじめ、 至れり」とつづっている。 蓮寺及び湯田の民戸、住吉明神等を稲門の地に移し、土木の工を起す。 代」に任じた翌年正月に、築城命令を下したと解すべきであるとした。 この文書が、 の職人を近日中に派遣することを伝える書状である。 府城創築の工起る」をあげ、 られること、という二点の状況証拠を根拠とし、 いるとみられること、 いた岡部正綱に家康が命じた甲斐国南巨摩郡下山城の普請と関連して 拠を掲げていないため、 未だ成らすして家康関東に封ぜられ、 『年代基準 これに対し、天正一三年説は土屋操氏によるものである。 この文書は、 甲斐国史解』において、 天正一〇年六月六日付で、 ただ、 甲斐国の侍衆に一条山の普請を命じる一方で、 また甲斐一国経略のために築城を急いだと考え 土屋氏は、甲府城の築城が開始されたとする証 徳川善宣氏の批判を受けることとなった。 また、『甲斐史』にも「一条の館地を見たて、 「家康一条ノ庄に新城を築かんとし、 天正一三年の事項として「一甲 豊臣氏代りて本州を管轄するに 親吉と共に甲斐国政に当って 平岩親吉を 土木の工を起した_ 徳川義宣氏は 土屋氏は 「甲府城

正

Щ

年に近 ラル、 つまり、 1 部第九 キ廻り、 平山氏は ができるようになるのは、 シト云ナリ」 城の築城が定まっていたとみるのである。 城が遷されることを予告していることから、 府城の外郭南に位置する村であるが、 伊奈熊蔵が、 日では天正一一年説にかわる定説と認識されている できよう」 原出兵と続く関東転封のために中断のやむなきに至ったとすることが 領地トナレリ、 上田の石盛を二石としたことに対する蔵田村百姓の愁訴に、 とする平山優氏の説がある。その史料的根拠は三点である。 『甲斐国志』 村里部第七「蔵田村」の記述である。 天正一七年検地の時 論文が発表されたのち、 にある石垣積を担う職人、 八年関東移封により結局築城をしなかった、 経営未夕就ラズ、 い時期に築城決定がなされたとみられるという。 「平岩七之助親吉」 忽チ美田成事疑ナシ」と諭したという逸話である。 天正 「家康は天正十七年に甲府築城の準備に入ったものの、 と、 とあり、 「不超三年必ス此処へ府城ヲ遷サレン、 一四年以降に下ると推定すべきとする。 加藤遠江守・浅野左京大夫ノ時築之、 甲 -府築城の開始を天正一七年と結論づけた。 家康は縄張りを決定していたにもかかわらず、 同十八年関東 家康が秀吉の臣下に入った後とみられること。 の項目に、 この天正一七年説が広く受け入れられ、 すなわち穴太衆を家康が徴発すること この逸話は三年以内にこの村に 「一条小山ニ新造御縄張ヲ沙汰セ 御入国ニ依テ、 第二に、 天正一七年検地時に甲府 逆にいえば天正一八 左スレハ市町ノ汚水フ 平岩主計頭加修セ 『甲斐国志』人物 本州ハ豊臣家ノ 以上三点から、 第三に、 蔵田村は甲 検地奉行 第一 この平 [史料 小田 に、 天

目も、 れている。 可能性が高い。 する穴太の技術は、 であり、天正一七年と限定する根拠にはならない。 についても、 示すにすぎず、 熊蔵の逸話は、 八年の関東移封までの間に時間が開きすぎるという消去法的な考え しか 天正一一年、 この説の根拠とされた第一点目の蔵田村百姓に対する伊奈 近年北垣聡 天正一七年以前に甲府城の位置が固まっていたことを それが天正一七年であることを意味しない。 従来の見解は、 豊臣秀吉以前の徳川家康によって採用されていた 同一三年に築城が命じられていたとすると、 一郎氏により、 見直しが必要ではないか。」と指摘さ 「近江坂本の穴太を本貫地と 第三点目の穴太衆 天正

(3)

場を、 こで、 史料的根拠に乏しいという問題をはらんでいることが確認できた。 について、 の甲府城築城の開始時期を可能な限り確定する作業を行いたい。 以上のように、 本稿では、 徳川家康の動向に留意しながら検討し、 三つの説が存在するものの、 武田氏滅亡後に新たな甲斐国経営の中枢が担われた 家康が甲府城の築城を決め、 いずれもその年次を明示する その開始を命じた年次 その検討の過程で上 そ

徳川家康の甲斐支配 領国支配体制の構築 古府躑躅 ケ崎館の時代

陣を促したという。一二月二一日、 諸将を集め、 天正一〇 甲 五八二 -信両国 一の平定に対する祝着を述べた上、 年一二月一二日、 平岩親吉を甲斐国の郡代に任じ、 家康は古府に一 暇を与え帰 一河と遠

命じられた。 を与えられた。 年間甲府に在住することとなった。 下部定好は「両奉行」として甲斐国政を担う役職に任じられ、 討ち取った恩賞として、 た鳥居元忠は、 万三千石を与えた。 間宮信高を手先に付けられ、 引き続き甲斐国に留められた。 岡部正綱は、 他方、 八月二〇日に都留郡 天正一一年一 北条氏政・氏忠の軍勢を都留郡 また、 月一三日、 「御留守」をつとめるよう 岡部正綱も甲斐国で所領 (郡内) そして、 を与えられてい 武田旧臣の中か 成瀬正 以後九 三黒駒 上と日

は、

奉行_ 目筋 と命じたという。 通重 任をもっていたと記されている。 収集する横目の役割が与えられた。 \mathcal{O} とくに四月一八、一九、二〇、二四日付で、 志村貞盈・萩原昌之・窪田吉正 田旧臣らに本領安堵の朱印状が発給された。さらに、四月一七日以降、 、朱印状が多数発給されている。 いて、 の仕置きを任され、 ・森通ら九人を浜松城に召し出し、甲斐一 一と呼ばれ、 同年閏正月一四日と三月二八日付で、 年貢未進の催促や川除けの人足奉行などをつとめる 『武徳編年集成』 この内の一人に境目の砦で隣国の情報などを ・窪田忠廉・原胤従・山本忠房・河 四月一八日には、 では、 また、『甲斐国志』では、九人は「筋 九人は甲斐国と隣国との境 諸士とともに寺社への安堵 国の諸務を沙汰すべし 家康から甲斐国の武 武田旧臣である

翌天正 武田旧臣の臣従化を進め、寺社領に対しても本領を安堵した。 このように家康は、 一二年には 、家康が甲斐国に入った形跡を史料上確認できない 天正一〇年一二月から翌一 年を通じ、 しかし、 甲斐国

(4)

は領国経営に力を入れることになるとみられ 同年一二月に織田 信雄・家康と秀吉の講和が成立して以 再び 家康

部第八 弟子という関係によると述べている。 なぜ尊躰寺が旅営に使われたか、その事情について『甲斐国志』 廿四日ニ、 躰寺であった。 寺迄着御」とあり、八月 一一年)八月二十四日神君浜松を御首途アリ ところで、 武田館 「仮御殿ノ跡」では、 甲州へ御越候」 (躑躅ケ崎館) 天正一〇年七月から天正一一年に、 たとえば、 一四日に尊躰寺に入ったことが記されている。 とあるが、 『家忠日記』 ではなく、 尊躰寺の住持弁誉が三河国大樹寺勢誉の 『武徳編年集成』では、 八月二五日の条に、 『武徳編年集成』 (中略) 家康が陣を置 不日ニ甲州尊躰 によると、 「家康 「(天正 古蹟 たの 昨 尊

とで、 うに、 いいし 古蹟部第八 宛行われた河尻秀隆は、 があったものと考えられる。 に仰付けられ、 に古府に入った織田信長は、「勝頼居城の甲州新府灰跡を御覧じ、 公記』によると、「一条蔵人私宅に御陣を居えさせられ」、 より古府に至って御参陣。 そもそも、 武田信玄館 武田氏に代わる信長の新たな支配の幕開けを象徴的に示す狙 仮御殿に陣を据えたという。 | 火葬場岩窪村 天正一〇年三月七日に古府に入った織田信忠は、 仮の御殿美々敷相構へ、 (躑躅ケ崎館) に、 躑躅ケ崎館を拠点としなかった。 では、 武田信玄館に、三位中将信忠卿御普請丈夫 しかし、 「是時古城廃シテ新城未築、 あえて、 信長から、 信忠に命じて普請させた「美々 信長公御居陣候キ」とあるよ 躑躅ケ崎館に陣を置くこ 河内を除く甲斐国を 『甲斐国志 四月三日 河尻 信長 是

拠点としたとしている。 処ナリシニヤ」と、古府の大泉寺小路西の鍛冶曲輪と呼ばれる場所を 鍛冶曲輪ト云処ニ居レリト云伝フ、 大泉寺小路ノ 西 鍛冶小路トアル

日

はない 躅ケ崎館東南の岩窪を拠点としていたとするが、 以テ古府ノ こで政務を行っていたか、 際、 0) ている。 寺等を始めとする諸寺社を陣営として、 対峙する間も、 入ったものの、 (一八九三) 古府中村 拠点として使用できるものではなかったと推測されるのである。 そして、 郡代として配置された平岩親吉や両奉行成瀬・日下部以下が、ど は述べている。 現実には、 天正一〇年七月、 √城代トナシ、 年に刊行された中側亨 古府では、 尊躰寺に移ったと、 躑躅ケ崎館の破却はかなりひどく、 岩窪ニ居リ、 その後、 現在のところ特定されていない。 水野勝成 古府に入った家康も、 家康が新府 『甲斐国史案』 ・内藤信成らが、 『甲斐国志』 九筋ヲ統治セシム」と述べ、 「御留守」を守ったといわれ (韮崎) 古蹟部第八 その根拠は明らかで では、 まず躑躅 新善光寺や一蓮 で北条氏直と 「平岩親吉ヲ すぐに統治 明治二六 ケ崎館に 「屋形跡 躑 実

州二 親吉 躅ケ崎館が

勝頼により

破却された後、 寺要害ノ城番、 \Box ロ々ハ 古府と甲斐国の 0) の項では、 御 其ノ所在住ノ士相聚リテ守衛ナサシム、 仮 駒井右京・日向玄東齋父子勤之トアリ 御殿ハ 守衛について 旧記二、 古府ニ在リ」 此頃ハ古城破壊ノ後、 『甲斐国志』 甲斐国には府城が完成しておら と記されている。 人物部第九 天正壬午以来数度本 府城未成就、 すなわち、 国堺関・ 「平岩七之助 砦ノ 石水 躑

126

躰寺に置かれていたことは、 する前に、 ず、 跡」に詳しい 拠点とした。 「向父子が城番をつとめ、 た。家康は、 躑 躅ケ崎館の北側の 関東移封となっ そして、 天正壬午 一条小山に新城の縄張りを沙汰したが、 (一〇年) たと、 「石水寺要害」(積翆寺要害) 国境の関や砦はその地域の侍衆で守衛して 前述 述べられている。 『甲斐国志』 の甲斐入国後、 古蹟部第八 古府の 古府に仮御殿を設 では、 仮御殿が尊 「仮御殿ノ 駒 経営 井

寺に仮 要害一 それでは、 本陣に命ぜられた理由は、 また、 際厳重之場所」 御殿を置きながら、 「甲府尊躰寺由緒書」にも、 その沙汰はいつ出されたか、 であったためと記されている。 「外寺院と違ひ、 新城を築く沙汰を出していたことになる。 天正 考察を続けていこう。 一〇年七月以降、 四方之外堀土手築立、 家康は、 躰寺が 御

―二 四奉行による甲斐領国支配の確立過程

郎右衛門昌明・玄随齋(工藤喜盛)であり、 ている。 八年に徳川義直が入封するまでのB段階とでは る四奉行を通して甲斐国内の棟別賦課や人足徴発等の役賦課を命じて A段階と、 様に . る。 天正 四奉行について、 「四奉行」と呼んできたが、 前者の・ 慶長六 (一五八三) A段階には、 (一六〇一) 先行研究では時期と人物が特定されないまま 年四月、 櫻井信忠・以清齋 年に平岩親吉が再度甲府城 再び甲斐国に入った家康は、 天正一〇年から天正一八年までの 後者のB段階は、 構成が明確に異なっ (市川元松)・ に入り慶長 石原四 11 わゆ

四右 は、 奉行には名前がみられない。石原昌明は、 盛に関する詳細は不明であるが、 が知られている。この内、 工藤喜盛、 れも武田旧臣で、 番の天正一〇年一二月から翌一一年五月まで いは栄富齋を加えた四人となっている。 一に、文書の発給人についてである。2~7 表から指摘できるのは、 以清齋・石原四・玄随齋の三人か、ある は石原四郎右衛門昌明、 第1表に掲げている。 文書の様式的な観点からみて、 「栄富齋」は三枝虎吉であること 以清齋とは、 次の三点である。第 市川元松と工藤喜 市川元松、「石 「玄隋齋」 慶長期の四

いず

は

(6)

甲

文書』 は少なく、 めた。但し、文書に年紀があるもの(表中○印 が甲斐国内に発給した文書を、 隅守茂富・跡部九郎右衛門尉昌忠となる。 芸守信忠・石原四郎右衛門尉昌明・小田切大 『新編 の編者が比定した年代には 甲州古文書』 『大日本史料』や 天正一〇年から同一八年までの 四奉行に該当する人物 から、 「新編 『大日本史料 第1表にまと () を付 甲州古

	第1表 天正10~18年 四奉行発給文書 史料Na 年次 干支 月 日 発給人 宛所 内容 出典へ													
			1 34			月 10						出典への採録元		
1	1607	写	(天正10) -		- 午		3	櫻井・以清齋		穂見之社(「禁制」の下)	禁制	『社記』巻11		
2	860	写	(天正10)	-	午	12	9	玄随齋・石四郎右・以清齋	印	成瀬・日下部	萩原源五左衛門に新恩給付	『諸州古文書抄』 4		
3	861	写	(天正11)	-	-	-	-	玄随齋・以清齋・石四郎右・栄富 齋	EPI		萩原源五左衛門萩原郷の内訳	『諸州古文書抄』 4		
4	11-3-701	-	(天正11)	-	未	2	24	玄随齋・以清齋・石四郎右・栄富 齋	ΕĐ	地下衆	去年から退転とのこと、狩野原宿へ選住し耕作せよ、宿陣など 前々のように請けること	甲斐金川原組共有文書		
5	11-3-812	写	(天正11)	-	未	3	10	玄随齋・石四右・以清齋	ΕĐ	岡部総右衛門	去年河浦口での戦功があったので、恵林寺内さがみ分2貫800文宛 行うこと	『甲斐国志』百十九付録		
6	1195/11-3- 916	写	(天正11)	-	未	4	1	玄随齋・石四右・以清齋	ΕĐ	山守衆	肌吉新右衛門・新左衛門、前々より諸役免除ゆえ山口納めない、 ところが質物をとられたと言上、早々に返却すべし	大原家現蔵		
7	1131	-	天正11	0	癸未	5	13	玄随齋喜盛・石原四郎右衛門昌 明・以清齋元松	花押	神主	二宮神領133貫607文書立	東大史料編纂所影写本		
8	1608	写	(天正11)	-	未	10	5	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	ΕD	芝田殿同心衆	穴山の内諏訪神領10貫6文、穴山殿の訴訟により返却したため、替 わりを渡すので、催促をしないように	『社記』巻11		
9	1845	写	(天正11)	-	未	10	6	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	判	奈良田名主	奈良田の郷、以前からの御印判どおりに、商売物の諸役は免除	深沢家現蔵		
10	262		(天正12)	-	ı	9	7	櫻井・以清齋・石四良右・玄随齋	EP	国中之社人衆	国中の禰宜衆の登り支度について、地下なみの役儀(普請役)を 免除し、一旗で登るようにと命じなさい。来る16日の早天に参府 しなさい。当社八幡別当が下知を下されるでしょう。	東大史料編纂所影写本		
11	1196		(天正12)	-	ı	10	28	石四	EPI	民部丞・半右衛門・四郎左衛門	当御代には肌吉を過分に命ぜられるので、棟別1間宛下さる。今 後「はたよし之奉公」をつとめるようにしなさい。(追って奉行 衆の手形を持ち越す)	大原家現蔵		
12	1197		(天正12)	-	さる	10	28	石四	EPI	村松新右衛門,渡辺新左衛門,村 松右近丞,一瀬民郎丞,村松半右 衛門,村松四郎左衛門	肌吉はこれまで薄く漉いていたので、厚くすいて、10束を3日の 内に納めるようにしなさい。	大原家現蔵		
13	1488	-	(天正12)	-	申	極	-	櫻井・以清齋・石四良右・玄随齋	EP	保治・藤内	徳永の長盛院法〓の地ゆえ、棟別2間赦免する。未の年分を引く ようにせよ	『寺記』巻42		
14	368 /11-13-355	-	(天正13)	-	乙酉	2	1	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	ED	坂田甚八	「肴之役御代官」を命ぜられた。国中諸口宿役ともに年間金40両に定める。前々のようにし、新規に非分のないように、毎年6月に 20両、12月に20両を納めなさい。	坂田文書		
15	571 / 11-13-355	-	(天正13)	-	M	2	8	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	EP	河野但馬守	塩山門前の人足を先規証文を根拠に前々のように徴発しなさい。	向獄寺文書		
16	1198 /11-14-420	-	(天正13)	-	뗎	2	18	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	印	保治・藤内	市川の肌吉漉は棟別6間を御恩として免除しているので、御免の 棟別銭を差し引きなさい。	大原文書		
17	1199 /11-14-419	-	(天正13)	-	棞	4	16	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	EP	山守衆	肌吉を過分に上納させているので、本護衆2人のほかに、新たに4人を命ぜられた。肌吉護は、前々から山口は出さないので、催促はしないようにしなさい。	大原文書		
18	885 / 11-18-2	写	(天正13)	-	乙酉	8	1	駒井・跡九・玄随齋	ED	御印判衆新四郎	中尾之郷軍役衆31人書上(内21人又被官)同郷人足1人	『甲斐國志』119		
19	1441 /11-22-70	写	(天正13)	-	己 (Zカ) 酉	9	7	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	判	山三・岡藤	西山慈照寺門前家5間は櫟別を免除する。催促をしないようにしな さい。	甲斐国社記寺記		
20	11-22-39	-	(天正13)	-	酉	10	17	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	ED	小嶋飛騨守	恵林寺領5貫文の上成を成吉(成瀬正一)を奏者として返される ので、前々ように所務するようにしなさい。	小島重治家文書		
21	369	-	(天正14)	-	丙戌	3	2	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋・ 日下部・成瀬	ΕD	坂田甚八	肴の役を金30了と定めた。この内10両は黄金・20両は鐚銭100貫 文とし、7月半分・12月半分の二回にわけて納めなさい。	坂田家現蔵		
22	370	-	(天正14)	-	丙戌	3	2	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋・ 日下部・成瀬	印	坂田甚八	天正13年の肴の役を金40両と定めたが、御代官に任じたので、 15両・鐚銭80貫文とする。	坂田家現在蔵		
23	573	-	天正14	0	丙戌	8	19	櫻井安芸守信忠・以清齋元松・石 原四郎右衛門尉昌明・玄随齋喜盛	花押	塩山御納所	門前は御直判の旨にまかせて、諸役免除とする。	向岳寺現蔵		
24	1612	写	天正15	0	丁亥	12	23	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	花 押	西花輪之禰宜	西花輪村の内八幡領450文今後も神領たるべし	『社記』巻9		
25	1444	-	(天正16)	-	子	图 5	21	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	EP	窪勘(窪田勘右衛門)	慈照寺門前御免棟別5間を前々から免除しているというご証文は 間違いない。催促をしないように。	慈照寺現蔵		
26	1580	写	(天正16)	-	戊子	12	12	櫻井・以清齋・石四郎右・玄随齋	ED	妙龍寺	一瀬新居の内の寺領については、国中なみに半納分2貫500文を処 務するように	『寺記』巻63		
27	1202	-	(天正17)	-	ᆵ	3	7	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	EP	はたよし渡六人	上旦紙の丈巾が近年狭い。先々のように申しつけるようにと御下 知である。このことを上旦紙漉衆にきっと触れなさい。それでも 私曲の者があれば、6人として披露しなさい。	大原家現蔵		
28	1104	写	-	-	-	4	25	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	判	東郡筋当社八幡之神主	5月2日から5月11日まで、「御やとい」として、府中での城普 請に出るように	東大史料編纂所影写本		
29	1443	写	-	-	-	11	5	櫻井・以清齋・石四右・玄随齋	ED	原半(原半右衛門:編者注)	西山之郷慈照寺棟別免除につき慈照寺が事情を説明しているの で、催促を延引しなさい。	『古文書』 2		

[注] 「史料 No.」: 数字は『新編 甲州古文書』所収番号、○-○-○は『大日本史料』の編-号-頁を示す。

124

給された次の文書である。

14番の天正一三年と推定される「乙酉二月朔日」

付

坂田甚八宛に発

指

たとえば

ところで、

四奉行の連署文書の形式として典型的なのは、

慶長五 栄冨齋の順であった。 くなっており、 斐国の公事奉行をつとめた後、家康に従って上総国の「制法を沙汰 時期の三人ないし四人の連署は、 [月二三日に没した。また三枝虎吉は、 (一六〇〇) 年から甲府城の この表では5番以降には名前が現れない。 日下から玄随齋・以清齋・石四右 「御留守居 天正一二年四月 を勤め、 慶長一三年 なお、こ 四日に亡 Ļ

四

0

文安堵、 九月 以後は 慶長五年から石原昌明とともに甲府城を預かったという。 を職掌とし、家康の関東移封に従って上総国で により発給されており、 家康に臣従して天正一 貫とした櫻井信忠とみられる。 人に加わったとみられる。 一一年閏正月一四日には、 る形が定式化することである。 第二に、 一四日に没し、 「櫻井」・「以清齋」・「石四右」・「玄隋齋」 九月晦日に下条郷で四〇貫文の加増をうけたという。 「栄富齋」に代わって8番以降登場するの 信忠の娘が石原昌明 一年閏正月一 その一貫として信忠も安堵され、 多くの武田旧臣に本領安堵の朱印状が家康 天正一八年には、 信忠は、 「櫻井」とは、 四日に山梨郡櫻井郷で本領七〇貫 に嫁している 武田信玄・勝頼に仕えたが、 甲斐国の訴訟を扱うこと 「諸務を沙汰_ 武田旧臣で桜井村を本 の順で四人が連署す が 慶長一五年 四奉行の一 櫻井」 したが、 天正

. 史料 2

肴之役、 如前々新儀無非分様に 御 代官被仰付候、 二調 毎年六月弐拾両、 国中諸口宿役共二、 極月弐拾両、 年中黄金四拾両二相定 如此可被納者

乙酉

也

二月朔日

石四郎 右 以清齋

玄随齋

9 9 9

坂田甚八殿

四奉行に上納すべきことを命じている。 両と定めて従前どおり徴収し、 される塩魚への課税とみられ、 した時の文書である。 崎割符糸五丸を毎年下付されたという。 ※ 天正一〇年の家康甲斐入国後も、 から浪人として甲斐国に来住したという由緒を持っている。 衛門と二人で、 一三年)二月一日に、 (一五四 人河野但馬守通重 この坂田甚八は、 示 16・17番の市川大門の肌吉紙漉き職人に対する棟別銭と「山口 年閏二 町年寄をつとめる家である。 月、 のちに甲府城下八日町に への塩山 ここで 坂田甚八を 武田信玄から、 「肴之役」とは、 国中の (向嶽寺) 毎年六月に二〇両、 「御代官」を勤め、 「肴之役」徴収の 「口宿」 居屋敷の諸役免許を認められ、 門前から人足徴発にかかわる この他にも、 [史料2] に居住 祖父源右衛門 おい 他国から甲斐国に移入 一二月に て、 「御代官」 は 米 柳町 15番、 年間黄金四〇 乙 酉 ○○俵と長 0 九人頭の 天文一一 が伊勢国 山木金左 一○両を に任命 (天正

押

山

使用

の徴収禁止、19

番慈照寺門前の

棟別徴収禁止などのほ

か

0

ある。 のは 欄に 看之役」、 徴税の賦 第 (向嶽寺) 印 「判」として示した。 写しの場合、 「神主」 黒印が捺された文書か、 課や免除などが、 納所宛の諸役免除を認める文書と、 花押を書写したものを「花押」、 宛の神領書立、 印章の形も判別できるものは 山口 銭、 四奉行の職掌であっ 人足徴発など、 花押が据えられた判物かの違いで また付加税や人足役など たことがわかる。 「判」と書写したも 第1表の

「発給人」

これは た箇 神領など所領安堵にかかわる文書は他にみられないことから、 表をみると、 兀 であるとする。ここでいう二宮神社所蔵の四奉行連署状が、 其余皆墨印ナリ、 月 Ш 番に掲げた天正 に確認される四 「玄随齋・以清齋」の割注として、「二宮神社ニ四人連名花押ノ書ヲ蔵ム、 一三日付 『甲斐国志』 [奉行により出された形となっている。 これをみると、花押が据えられているものは、 一三日付西花輪村の八幡領を認める文書に限られることがわかる。 |所付や貫文より 、同年四月 人物部第九「平岩七之助親吉」中 四奉行連署状の神領書立の方が、 奉行連署状は、 一九日付で発給された家康直判の神領安堵状を受け 一年五月一三日付の 因称之四奉行黒印ト」とあり、 かなり多くなっている。 二宮神社所蔵の文書以外すべて黒印 23番天正一四年八月一九日付、 「神主」宛の文書とみられる。 しかし、 ただ、 家康の安堵状に記され 「四奉行」 両者を比較した第2 7番天正一一 24番天正 『甲斐国志』 四奉行発給書に、 の項では、 五年一二 編纂時 本文書 年五月 塩

> 真偽を含め、 今後検討が必要であろう。

も無年号で、 ように、 細な検討が必要であると考える。なお、 第1表で 式と同じものの、 日付西花輪村の八幡領の認定をする文書は、 慶長八年以後のB段階の様式であること、 井を「櫻井安芸守」、 ではなく印判のことを意味していると推定される。 と書写のしかたが正確ではないことがわかる。以上のことから、 押印部分に 23番天正 「花押」 他の印判の連署状と同じ形式であるため、 のある三つの文書は、 「櫻井 一四年八月一九日付塩山寺納所宛諸役免許状は、 判 石原昌明を 花押」 と書写した文書がある。これらは、 「以清齋 「石原四郎 第1表には、 偽書の可能性も含め、 同」「石四右 24番天正一五年一二月二三 名乗りはA段階の他の様 :右衛門尉」とするなど、 9 「判」とは 同 19 「玄随 28 番 今後詳 Ŋ 櫻 れ

同

第2表 二宮神社 天正11年社領安堵 (単位は貫)

(8)

5月13日付	申領証文	4月19日	日付家康判物
二宮之内	71.6	0.1	二宮郷内
石和	3.45	-	-
観音寺	0.3	0.3	観音寺内
中尾	3.15	-	-
坪井	3.8	-	-
塩部	4.8	4.8	塩部内
栗原	2	2	栗原内
住吉	1	-	-
小山	7.8	-	-
下之原	10	10	下原内
四日市場	1.33	-	-
鮑島	0.4	0.4	蛇島
平井	1.8	3.8	平井内
黒駒	3	1.5	黒駒郷内
川田	0.6	-	-
大野寺	0.4	-	-
上曽根	2	-	-
下曽根	1.9	-	-
米蔵	2	2	米蔵代長内
小石和	6	-	-
唐柏	0.6	0.6	唐柏郷内
河内	0.067	0.067	河内之内
□原	0.7	0.5	夏目原内
井之上	1.3	0.3	井上内
成田	3.3	3	成田内
国衙	0.7	1.3	国衙内
同	0.6	-	-
(文書ママ)	133.607	-	
(計算結果)	134.597	30.667	

[出典] 『新編甲州古文書第2巻』左1131号·右1130号

(9)

のみ、 天正 給されたことを確認することができるのである。 天正一一年には8・9番の一〇月二点のみ、 給文書、 年三月までの間で確認されるが、11・12番の石原四郎右衛門一人の発 連署状は、 以上、 一三年には、 同 第1表の検討から、 21・22番の日下部・成瀬を加えた六人の連署文書を除くと、 四年には全く確認できないということが判明する。 現時点で、 13番~20番の八点と、 第1表8番天正一一年一〇月から27番天正一七 櫻井信忠が加わり四奉行が確定した後の 最も多くの四奉行連署状が発 同一二年では10番の九月 逆に、

―三 石和八幡社宛四奉行連署状の年次比定

きたい 年代を考察する上で鍵となる史料とみられる28番について検討してお 宛に出された次の史料である。 古文書』 最後に、 においても年次比定がされていないものの内、 この文書は、 第1表で、 年紀や干支がなく、これを収載する 四月二五日付で、 東八代郡の石和八幡社神主 甲府城の普請 『新編甲州

| 史料3

於当社八幡相勉御番社人衆、 於府中御城普請可被致之旨、 自五月二日同十一日まて十日御やといに 可被相触者也

卯月廿五日

櫻井

判

以清齋 判

玄随齋 判

石四右 判

東郡筋

当社八幡之

と書き留めている。 ことを求めたものである。 四奉行が 次の推定はなされていない。 古府に石和八幡が勧請され、 された神社である。 見いだすことができないが、 五日天正中四奉行ノ下知状」と特定し、 城普請に出すよう、 夫役ではなく 連署状の形式で伝存する文書が最も多い天正一三年の可能性が高 は、 五郎光信知により鶴岡八幡宮から勧請され、 家康などの公権力が社人を徴発する例を、他に確認することができる。 他方、「史料3」のような「御やとい」ではなく 宛所の 『甲斐国志』 石和八幡社に勤番する社人衆を、 [史料4] (第1表1番) 「国中之社人衆」 「東郡筋当社八幡」、 「御やとい」、 神社部第四 四奉行が石和八幡社神主に求めているのである。 武田信虎が川田館から躑躅ケ崎館に移った後は、 しかし、 に宛て、 すなわち賃銭が支払われる形で、 八幡宮 は 第1表の検討結果を踏まえると、 府中八幡社として鎮座された。 「天正中」と割注が付されるのみで、 現在のところ、 すなわち石和八幡社は、 、古府の府中八幡社に伝来する文書で 「国中禰冝衆」が府中へ参集する の項では、 五月二日から五月十一日まで、 これが石和八幡社に伝来する 武田氏の氏神として信仰 年次を特定する根拠を 夫役としてであるが この文書を 鎌倉期に石和 | 史料3 「卯月廿 四奉行 府中の 年

(10)

令次第、

一本と、

それぞれ腰指一本ずつを用意し、 出陣する準備をするようにと、

坂本貞次・駒井勝盛の連署状

弓・鉄砲・鑓を持って、命

中黒の紋をつけた大旗 駿河国焼津地域の郷 [史料4]

国中禰冝衆登支度之事、 天有参府、 当社八幡別当可被仰下知者也 除地下次、

で触れている。郷年寄は騎馬で、

原河新三郎を部隊長とし、

新三

動員令は

一七ケ村に

国中之 社人衆

京進 と記している。そして、この記載を根拠に、『新編甲州古文書』では、 ついて『甲斐国志』神社部第一「八幡宮」の項では、八幡神社神主右 神社に参集し、八幡別当の下知に従うことを求めている。この文書に [史料4]の年紀を天正一二年と比定しているのである。 すなわち、「地下次」(じげなみ)の役儀=百姓役を免除するかわりに、 一旗」仕立て、つまり旗を用意して、九月一六日早朝に府中の八幡 (蔵人)が国中の禰宜を率いて、長久手の陣中で家康に参謁した

旗二而可申付候条、来十六日早 以清齋 玄随齋 櫻井 石四郎右 (黒印 無印 無印 無印 国中の社人が、 天正一二年に「地下」(百姓)が陣夫役を賦課され、また八幡神社の 国領内で百姓の役賦課がなされたことに鑑みると、甲斐国においても 対して行われたことが確認できるとされる。このように、家康の五ケ 戦闘員ではなく小荷駄隊を対象とするというが、 指示で出陣することが指示されている。本多氏によると、この動員は の徴発が翌年なされた、と理解することができよう。 てで古府の八幡神社に集められ、別当に率いられて参陣するという形 「地下次」の夫役を免除されるかわりに、「一旗」仕立

に対する夫役徴発を命じる文書である。 は、B段階の四奉行連署状ではあるが、社人

次に掲げる
[史料5]

可相除者也

国中之社人衆、

任先例、

御普請場於別所可被仰付候間、

先郷次之人足

[史料5]

慶長八年

卯三月七日

櫻井 無印

石四郎右 (黒印

小田大 (黒印

跡九郎右 (黒印

八幡別当

とを、

年寄衆に向けて、天正一二年八月二六日付で、

一五~六○歳までの百姓を徴発したことを示す文書が伝存しているこ

本多隆成氏は紹介している。すなわち、

駿河国では、長久手の戦いに際し、

秀吉軍に兵力で劣る家康が

るよう、 の人足、 すなわち、 つまり百姓の役を免除するかわりに、 府中の八幡別当に命じていることがわかる。 国中の社人たちに、先例のように、「郷次」(ごうなみ 別所での普請に徴発す

(11)

もに、 きた。それでは、 ゆる小牧・長久手の戦いが終結した後の、 天正一三年に多く確認できるのであろうか。 以上、 領国に対する役賦課を職掌とした四奉行連署状について検討して その理由を考えてみたい。 本節では、 なぜ国内の棟別銭や夫役にかかわる四奉行連署状が 天正一一年から同一八年家康の関東移封までの間 家康の領国支配の動向とと 次に、 天正一二年、 いわ

小牧・長久手の戦いと古府

地蔵を、 について、 尾州進発に際する戦勝祈願のため、 天正一二年、 その間、 後に愛宕町と呼ばれる地に遷したといわれている。 『甲斐国志』 甲斐国の両奉行である成瀬正一と日下部定好が、 先述のように家康は一度も甲斐国に入ることはなかっ 仏寺部第一には次のように記されている。 躑躅ケ崎館内に祀られていた勝軍 その経緯 家康の

愛宕山宝蔵院愛宕町 + 九石八斗余、則チ境内六町二町ノ地ナリ、 ニ倚テ居ル、 年 躑躅崎屋形内ニ所祀勝軍地蔵愛宕権現 神祖尾州御進発ノ刻ミ、 即チ別当寺ナリ、 真言宗新義高野山金剛三昧院末 元 -古府中聖道小路 本州ノ両奉行成瀬吉右衛門 日林寺ト称ス、 ノ別当ナリト云、 出こ在リ、 愛宕山ノ高 御朱印寺領 天正 信玄

> 長中櫻井安芸守外四人へ所贈ノ書牘二、移遷ノ始末ヲ載タリ全文付録 日下部兵右衛門為御祈祷、 (後略) 仮社ヲ建ツ、同年卯月二日、 家康様当御陣ノ御祈念、 今ノ地へ遷シ、 日下部ガ太刀・馬奉納ノ折紙ニ、 奉加甲州愛宕山ト記セリ、 且当御城鬼門守護神トナ 又慶

シ、

為

二出

に遷し、 となる。 四月二日付の日下部による太刀と馬の奉納の折紙には、 国両奉行の成瀬吉右衛門と日下部兵右衛門が戦勝祈願のために今の地 移転して、 動きを知ることができる。 山宝蔵院の移遷の経緯が記されていること、である。 出陣を祈念するために、 の別当であること、 る 宝蔵院は、 5 この短い記述から、 形で位置しているが、 慶長年中 甲府城の鬼門の守護神として仮社を建てたこと、 1 信玄の時代に躑躅ケ崎館内に祀っていた勝軍地蔵愛宕権現 眺望のすぐれた愛宕山に 『甲斐国志』 に櫻井安芸守他四人に宛てた「書牘」(書状)に、 3 天正一二年小牧・長久手の戦いの時期の 甲州愛宕山に奉加すると記されていること、 天正一二年、 が編纂された一九世紀前期には、 元は古府中の聖道小路にあったこと、 それを整理すると、 「倚テ居ル」(寄り掛かってすわ 家康が尾州進発の時に、 以下の 家康の今回 $\widehat{1}$ 4 (古府 甲斐 同年 5

武田龍芳 $\widehat{1}$ それでは、 にある宝蔵院の旧地という聖道小路とは、 「甲斐国志」 (竜宝) (1)~(5)の事実関係について検討しておきたい。 の屋敷地が所在したことに由来する小路名であると 人物部第四 「竜宝」には「今古府中ノ日影組ニ聖 信玄の次男で盲目

とみられる。 タゴ御朱印」が、慶長検地後に発給された慶長八年宝蔵院寺領証文50 が描かれている。この「愛宕」が(2)でいう勝軍地蔵愛宕権現で、「ア にある「聖道小路本屋敷 躑躅ケ崎館の北側 道小路ト云処アリ」、 (一八六八)年に書写された「古府中絵図」である。これをみると、 (日影組) に「愛宕」、その南側に「アタゴ 五輪塔もあると記している。第1図は、 五斗」に相当し、 宝蔵院の旧地であった所 御朱印 慶応四

が、次の文書である。 に遷し、仮社を設けた。そのことを記すという(4)で指摘した折紙 戦勝祈願のために成瀬と日下部の二人が、現在地、 ところが、(3)のように、 天正一二年に家康が尾州出陣にあたり、 つまり愛宕山の麓

[史料7]

為家康様当御陣御祈念、 奉加甲州愛宕山

御太刀 壱疋 腰

天正拾二年卯月二日 日下部兵右衛門尉

確認できる。実際、 元忠に、長久手の戦勝を報じたことも知られている。

図 「御太刀」と「馬」を愛宕山宝蔵院に奉加すると記されていることが すなわち、日下部兵右衛門が「家康様当御陣御祈念」のためとして、 四月九日には、家康から甲斐国の平岩親吉と鳥居

他四人に宛てた書状であるとされる。 以上の経緯が記されているのは、 (5) にある慶長期の櫻井安芸守 この書状は、 『甲斐国志』に収

> とみられる。 録されていないものの、 宝蔵院文書として今日知られている次の文書

[史料8]

候由、 仰付候刻、 相違有間敷候等之趣、 殿と前々よりのことくと被仰、 弾正殿三代御国替御座候内ニ、如前々与被仰無相違候、 御意二候、雖然其後御国替二付而、 見殿分別次第可被成候、 人之仕置之儀を、三代之御国替ニさえ無相違御儘仰之所、 無理も、愛宕山中を七十八間迄わり取、 天下御仕配ニ罷成所ニ、秋山甚右衛門石見殿之手代仕候とて、 州御進発之時二、為御祈祷如此取立申候由言上仕候、 両人、夫々かり殿被立置候得共、 先年其国江御所様御入国之砌、 一書令啓達候、仍其許愛宕山従宝蔵院、使僧を以被仰越候間、 自宝蔵院書状之面ニのせ、 愛宕山之将軍地蔵を彼山へ勧請申候ハ、、成吉右・我等為 方々以不及御分別候ハ、、 委曲者期後音候、 朱印を御出し候所、 成吉右・拙者両人ニ、万事仕置之儀被 御所様被為御覧、 被為仰越候、 少将公殿・同加藤遠江守殿・浅野 幷二新寺を建、 恐々謹言 左様候得者、 石見殿へ被仰而, 結句只今者御所様 御尋之条、 得と御喜悦之由 彼新地へ被付 殊以左京大夫 弥今者少茂 拙者共両 申入候、 然者尾 往之 石

日下部兵右衛門(花押

七月七日

櫻井安芸守殿 大野主水正殿

岩波七郎右衛門殿

平岡々右衛門殿

小田切大隅守殿

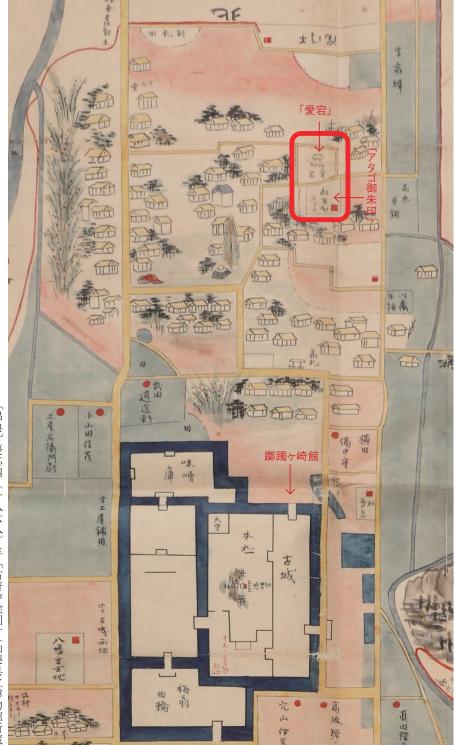
第 1 図

古府の愛宕神社の位置

赤で囲った範囲。

北に「愛宕」、

南に「アタゴ御朱印」とある。



[出典] 慶応四(一八六八)年「古府中絵図」(山梨県立博物館所蔵)

この書状は、

日下部兵右衛門定好から櫻井安芸守他四人に宛てたも

年以降、 守長安の手代とみられる。 岩波七郎右衛門道能は、 が死去する慶長一六年五月以前、 務は続いていた。 長一二年から松平定勝が伏見城代として任に就いてからも、 かるよう命ぜられた慶長一二(一六〇七)年八月以降、 に比定することができる。 その年次は、 成瀬吉右衛門正一とともに伏見城の留守居を勤めており、 櫻井安芸守信忠と小田切大隅守昌吉が甲府城を預 書状中にある秋山甚右衛門と同じ大久保石見 宛所の大野主水元貞・平岡岡右衛門千道 発給人の日下部兵右衛門定好は、 つまり慶長一三~一五年のいずれか 小田切昌吉 両人の職 慶長六 慶

家康の 蔵を、 時、 保長安への対応を求めるべく出されたものである。 中でも宝蔵院の寺地七八間を割り取り、 家康がたいへん喜んだ。その後、 で仮殿を建てた。 吉右衛門正一と日下部兵右衛門定好が甲斐国の仕置きを任され、 の経緯が次のように伝えられている。 の寺地が家康以来保証されたものであることとともに、 うとする事態を訴えた宝蔵院の書状に対して、 さて、 愛宕山之将軍地蔵」、 「彼山」 「尾州御進発」 この書状自体は、大久保長安の手代秋山甚右衛門が、 つまり愛宕山に勧請し、 それを見た家康が建立の理由を尋ねたので、 の戦勝祈願のために建立した、と答えたところ、 つまり山号を愛宕山という宝蔵院の将軍地 家康は関東に国替えとなり、 徳川家康の甲斐入国時に、 成瀬正 そこに新規に寺院を建立しよ 日下部兵右衛門が大久 一と日下部定好の二人 その中で、 宝蔵院の移遷 さらに これは 宝蔵院 愛宕山 成瀬 その

で、

るから、従来のとおりであることは当然である。 康は朱印も出した。今や、家康が天下を支配する時代となったのであ 従来のとおり、 羽柴秀勝・加藤光泰・浅野長政と三代国替えが続いたが、 と言われた。浅野幸長にそのように言われた時は、 その都 度、 家

願のために宝蔵院に奉加した、ということが明らかになった。 軍地蔵愛宕権現と宝蔵院を、第2図にあるように、愛宕山の麓に遷し [史料7] でみたように、太刀と馬を、 以上から、 ただし、この愛宕山麓への移遷が、[史料6]にいうように、 成瀬と日下部の両奉行は、 そもそもこの愛宕社は、 武田信玄が躑躅ケ崎館 家康の小牧・長久手の戦勝 古府中聖道小路に所在した勝 の鬼門 当初

がわかる。 第1図でみたように、 であろう。 宕神社と北に隣接する宝蔵院は、 ができた。また、結果的にとはいえ、 の守護神とするために、 から甲府城の鬼門の守護神として行われたかは確認することができな 甲府城を築城する予定地がすでに定まっていたとみることが可 しかし、 このことから、 愛宕社は躑躅ケ崎館の北東方角に確認すること 相模国から勧請したといわれており、 日下部と成瀬による天正 甲府城の北東鬼門の位置にあること 第2図のように、 一二年の遷宮段階 愛宕山麓の愛 実際、

小牧 長久手の戦後における家康の甲斐領国支配

Ξ

入ることはなかった。 くり返しとなるが、 秀吉との講和を経て浜松に帰陣した家康は、 天正一二 (一五八四) 年には、 家康は甲斐国に 天

(14)

116 (15)

第2図 移転後の愛宕権現

青い部分が甲府城。赤枠で囲った部分の上が「宝蔵院」、下が「愛宕権現」 [出典] 弘化 2 (1845) 年「甲府絵図」(山梨県立博物館所蔵)

三―― 一条小山と一蓮寺

関わりを検討していきたい。

それでは、

再び領国支配に目が向けら

れた家康の動向と、

甲府

領国内の課税や夫役徴発にかかわるこう

諸役の免除などの特権を認める四奉行連署状が集中的に発給された。

―二で明らかになったように、

過程にあったことの証左といえよう。

くが天正

一三年に集中していることも、

家康が領国支配体制を整える した四奉行発給の連署状の多 行っている。また、

行った。また、武川衆をはじめとする侍衆にも、

所領と夫丸の安堵を

天正一三年には

日に浜松城に帰るまでの間に、鳥居元忠をはじめとする諸士に加増を

一三年再び領国経営に乗り出す。

四月には、

甲斐国に行き、

六月七

であ とした。大永四(一五二四)年六月一六日には、 を修飾して住持し、その弟を他阿の弟子として、 訪れた遊行 多く出たため、 が落飾して尼となり、 斐国志』仏寺部第一によると、 蓮寺の開山第一祖となったという。 寿永三 (一一八四) いった。 -府城が築城されたのは、 一蓮寺は、 一祖他阿真教上人に武田氏一族の 尼寺になったとある。 一蓮寺を創建したという。 時宗稲久山一蓮寺という時宗の寺である。 年、 忠頼が鎌倉で誅された時に、 蓮寺が所在した一条小山と呼ば 一条小山は一条次郎忠頼の館であった その後、 正和元 一条時信が帰依し、 (一三一二) 年、 代々法阿を住持の諡号 法阿朔日上人と称 武田信虎が「一条小 侍婢も断髪する者が 「婦人某氏」 甲斐を れ 尼寺

Щ

い る₅₈ 小山原。 呼ばれる町場を成し、 の頃には、 小山原」 御普請初」と山上に砦を造ったため、 へ引、新一条道場ノ柱立、五月大乙巳午刻、一条道場ノ棟挙」 (小山の麓)に遷されたことも知られている。 寺門に市がたち、 団扇や綿織物の産地となっていたともいわれて 商人が多く集まり、 同六年四月二七日 一条町一蓮寺小路と 天文・永禄 「本一条ヲ と

蓮寺に甲府城が築かれるまでの経緯について、 て「寺領・寮舎・末寺幷名田等」を安堵する判物と禁制を発給し、 天正一〇年、 「稲久山 年四月一九日には寺領の安堵状を出している。 一蓮寺」では、 家康は甲斐に入国した後、 次のように記している。 一一月には一蓮寺に対 『甲斐国志』 家康の入国後、 仏寺部第 꽢

| 史料 9 |

遷ス、 早く退隠シテ、 替地賜ヒシハ、 御心易候トアリ、 中興ト称ス元和三巳年三月二日寂、 枚二買タル由、法阿ノ手簡二見ユ此手簡、市河ノ宝聚院二蔵ム、当寺ニモ案文ヲ駐ム、 天正壬午ノ後、 七・八世ノ際ニ相当ルヘシ、二代トモニ有徳ノ僧ニテ、 以前: 贈平塩書簡ノ中ニ、 加藤光泰領国ノ時ナリト、 二版築ノ御沙汰ハ相定マリ、 同十七年伊奈熊蔵検地 藤沢山ニ遷リ、 平岩七之助城代ノ頃、 州 人ノ所口スルモ 当寺屋敷替地之事、 此代ニ府城ノ新築ニ因テ、 彼寺破壊ヲ修理セリ、 寺記・過去帳ニモ見ユ、 平出 当寺幷ニ長延寺・住吉神社等ノ 市 ノ時ニアリテ、 河平塩寺ノ薬師堂ヲ、 大方可相済分二、 ノ御縄張ト云伝ヘタレ 十八世ハ当寺ノ 加藤ノ領国ニ及 十七世法阿 今ノ地へ寺ヲ 然レトモ右 金子 可有

> 石塁同様ノ石ヲ用ヒタル趣キ今ニ現然タレハ、 遷寺造営セシナルヘシ、 四壁ノ溝 ノ涯ニ積ミタル石マテモ、 殊ナル公役ト覚エタリ

造営が 七之助 塁と明らかに同じ石であることをあげている。 証拠として、 あるため、 住吉神社等が替地をもらっ 城の計画 地に遷ったという。 時代に、甲府城築城のために、一蓮寺は現在 寺)に遷り、 代に当たるという。十七世法阿は、 ていることから、 方決着がつこうとしているので御安意ください」と記されている。 にも見えるという。 いわれているという。元和三(一六一七) したことが、法阿の手簡にみえるが、 九年から文禄二(一五九三) 「天正壬午」、 州人 (親吉) 特別な公役、 その移転は加藤光泰の領国期であったと考えられる。 は決定していたと推定される。 (甲州の人) 同寺の修理に当たった。十八世は、一蓮寺 が城代の頃に、 蓮寺の四壁をめぐる溝の水涯の積石が、 加藤光泰領国期の築城以前に、 すなわち天正 平塩寺に送った書状に、「一蓮寺の屋敷替地も大 その時期は、 すなわち築城にともなう公役で実施された、 も、 たのは、 甲府城は家康が縄張りをしたと言い 年一○月までであると、 市川の平塩寺の薬師堂を金 加藤光泰領国の時代、 早くに隠退して、 天正一 0 これは、十七世・十八世法阿 年 - の家 七年伊奈熊蔵の検地の時で (『甲斐国志』編纂当時) 年に没した十八世法阿の しかし、 康甲 すなわち、 「版築ノ御沙汰」 一蓮寺や長延寺、 斐 藤沢山 入国 甲 寺記や過去帳 つまり天正 寺の移 府城内の 「中興」と 一枚で購 後、 (清浄光 その 平 **(**築 ま 0)

114

考証しているのである。

0)

薬師 持を兼帯していたとの伝聞が記されている。 第十三には、 郷の真言宗一 織田勢の甲斐侵攻により焼失し、その寺跡に小堂が建てられ、阿弥陀 なお、ここで述べられている平塩寺の薬師堂購入を示す一 「案文」が、次の ・日光・月光・十二神将を本尊とした「御念仏」と呼ば 正覚院とは七覚山円楽寺の院号で、 五カ寺で法事を行っていたという。 [史料10] である。平塩寺は、 この頃、 『甲斐国志』 天正一〇年三月 平塩寺の住 蓮寺所蔵 れ、 古蹟部 市川

| 史料10

候条、 之候、 至候、 迄得御異見候而、上意江披露申候之条、 師堂金子壱枚二買取申候旨、七助殿江御理を申、其上両奉行幷四奉行 其皆済之手形自越前方被相渡候、 平塩薬師堂替代金子、 不能詳候、恐々 此上疑之人候ハ、、 雖然有悪人兎角申候由、 大工越前方へ可相渡之由蒙仰条、 本文迄も可懸御目候、 笑止ニ被思召、 彼手形之写就御所望進之候、 其境於御手前者、 彼手形之写任御所望進 委細令期再会之時分 即令相渡候、 一段清冷之 惣別薬

法阿 印

条

修正を経て、

一一月二三日に、「一条之郷内ニ而」俵高一〇一〇俵

は、後高 倭高 現在

参侍之御中

九二六俵六升、 知られている、 天正一七年伊奈熊蔵の総検地後に、 泰の時代に造営が着手されたということになる。 の決定、 以上要するに、甲府城の築城は、 (4) 一蓮寺等の移転、 (2) 一蓮寺・長延寺・住吉神社等の替地交渉、 天正 反別七九六六七歩の打渡状とみられる。 一七年一〇月 という四段階を経て、ようやく加藤光 一五日に発給された、 渡されたのである。それが、 1 家康による築城計画 また、(3)の替地は、 3 さらに 蓮寺領

替地

Ш

縄張

ある。 ては 主計頭に叙任する以前、 きた天正一一年~一七年の内、 師堂を一蓮寺が買取り、 師堂の代金を一 関して「悪人」 に記されたと推定される。 録に記され、 である。 つまり家康にも披露していると、一蓮寺が正当性を主張していること、 上するという内容である。この書状からわかることは、 成 これ 瀬正 「七助殿 なお、 は、 一と日下部定好)と 大工越前とは、 この文書は、 蓮寺法阿から正覚院に宛て、 蓮寺の寺大工である。 蓮寺が大工越前に支払ったこと、その買取りについ から疑念を受けたため、 (平岩親吉) 境内に建てたと理解できるが、 「一条ノ棟梁越前」 つまり、 先に検討したように、 「四奉行」 に断っていること、 平岩親吉が天正 天正一一年~同一六年のいずれ 大工越前が媒介して平塩寺薬 0) と 代金の皆済手形 「御異見」も得て、 平塩寺薬師堂の買取りに 『甲斐国志』 一六年四月に従五位下 四奉行体制が整って さらに 詳細は不明で 平塩寺の薬 「両奉行 人物部付 の写を進 「上意」

ある。前述のように、平岩親吉は、

この
「史料1」で注目すべきは、

天正一六 (一五八八) 年四月に従宛所の「平岩七助」という記載で

八升が一蓮寺領として確定されたのである。

三一二 家康による甲府城の縄張

たのであろうか。 それでは、(1)の計画決定が、いつごろなされっことが推測される。それでは、(1)の計画決定が、いつごろなされらことができ、(2)の替え地をめぐる交渉は、かなり時間を要したうことが推測される。それでは、「史料9」に引かれている平塩寺に時期に比定されるのであろうか。 [史料9]に引かれている平塩寺にたのであろうか。

るのが、「はじめに」に掲げた[史料1]である。これまで、甲府城の築城開始を告げる家康発給文書としてあげられ

で、郡内(都留郡)郡代を鳥居元忠が勤めていた。天正一二年三月、給した文書の宛所は、平岩七之介・七助・七介となっており、主計・主計頭と官名になるのは、八月以降の家康の判物等である。前述したように、古府を拠点とした甲斐経営の郡代に平岩が任じられる一方たように、古府を拠点とした甲斐経営の郡代に平岩が任じられる一方たように、古府を拠点とした甲斐経営の郡代に平岩が任じられる一方に、京康と秀吉が発ところが、今日伝存する天正一八年五月と六月に、家康と秀吉が発ところが、今日伝存する天正一八年五月と六月に、家康と秀吉が発

あり、 る。69 されなかった。鳥居家の家譜では、 鳥居元忠はともに出陣して戦功をあげていた。ところが、平岩親吉は 武蔵国岩槻城の攻略、 居元忠・平岩親吉らが出陣したが、 尉宛に、 命ぜられ、 天正一六年四月に従五位下主計頭に叙任され、 一三年閏八月、真田昌幸の居城である上田攻めには、 小牧・長久手の戦いでは、 結局兵を収めることになった。 四月九日申刻付で戦勝を伝える書状を認めている。 長久手での激戦直後に、 相模国筑井城攻略と城請取りなど、平岩親吉 平岩親吉と鳥居元忠が甲斐国を守るように この経緯を次のように詳述してい 石川数正の秀吉方への逃亡などが 家康は平岩七之助・鳥居彦右衛門 その後、 一方の鳥居元忠は叙任 天正一八年五月には 大久保忠世・鳥 。また、 꽢

[史料11]

みて、殿下の御前に出仕すべき器にあらずとて、堅くこれを辞す。ず。しかのみならず、三河譜第のものにして、万事粗忽なれば官位にす、差元忠にも官位を下したまはらむとの沙汰あり。元忠うけたまはりて、甚不才なれば他家の恩恵をうけて、二主に忠を尽すべき道をわきまへまである。としたがひたてまつる。のち豊(天正:筆者注)十四年十月御上洛のときしたがひたてまつる。のち豊

されている。さらに、この引用箇所に続けて、その後も秀吉から元忠家康と秀吉の二人の主人に仕えることはできないといって断ったと記このように、秀吉からの叙任の沙汰に対し、徳川家の譜代として、

ιV 0)

修 訂

とい より、 となり他家(豊臣家)に仕えることはできないと断った、という逸話 かふべからす、このゆへに感状をもつて人にほこらん事をおもはす、 が記されている。しかし他方で、 諸家系図伝』に書かれている。 う申 嫡子忠政を羽柴雄利の娘と婚姻させ、その上で雄利の養子とすると Š 大権現御感状をたまはんとす。 し出があったのに対し、婚姻は承諾するが、子孫とはいえ養子 大権現是を感じたまふ」と、 鳥居元忠は、 家康の感状を断ったとも『寛永 元忠辞していはく、 「平生数度軍功あるに 我他君につ

るのは とほぼ同じ立場で甲斐経営や戦功を重ねてきたにもかかわらず、 の逸話は、 は元忠が叙任や養子を謝絶した理由と矛盾する。このことからも一連 E, 臣の輩はじめて叙爵せられしとき、 成にあたって取り繕ろおうとしたものと推測される。 を証拠立てるべき叙任と感状が欠如していることを、 化するためであったと考えられる。 と ために作られたとみることができよう。 以上の逸話があえて記されたのは、 また家康の感状が伝わっていなかったことを、 元忠が叙任を断った時、 鳥居元忠の嫡子忠政は、 家譜作成段階に元忠の無官や家康の感状欠如を正当化する 忠政は叙任されていることである。これ 「(天正:筆者注) 元忠は、 忠政も従五位下左京亮に叙任す」 鳥居元忠が叙任されていないこ 三河譜代として平岩親吉 後代の子孫が正当 一六年四月二日功 この点を裏づけ 後世、 系譜の作 それ

彦右衛門尉殿」を宛所とする家康直書が「古文書集」を出典として「新 なお、 岩槻城攻略の感状として、 (天正 八年) 六月七日付 「鳥居

112

きるものである。 居彦右衛門尉一人として書写されたものと一応推量される」としてい を「古文書集」編纂の折に、 史研究所所蔵) 七之介殿・鳥居彦右衛門殿」 る鳥居元忠の逸話を考え合わせると、この徳川義宣氏の指摘は首肯で 前述した『寛永諸家系図伝』・ 徳川家康文書の研究』では、 川家康文書の研究』に所収されている。 から採録し、 何らかの事情か誤脱によって、 宛の家康直書を「松濤棹筆」 「当初は本文書通り三名宛であった文書 同じ日付の 『寛政重修諸家譜』の感状にまつわ 「本多中務少輔殿・平岩 しかし徳川義宣 (徳川林政 宛所を鳥

る。

直書は、 岩七助とのへ」とあるが、 月二三日付の秀吉の朱印状だけが、 か、 る、 岩親吉が七之介という通称で呼称され続けたのは、 岩主計頭とのへ」と、 吉一人に宛てて発給された天正一八年八月四日付家康の直書は、 制 発給されていることに特徴がある。三増郷宛に平岩から発給された「禁 現在確認できる ŧ, 家康や平岩親吉自身の配慮か、 いずれにしても特例であると推測されるのである。 平岩親吉一人宛てのものはなく、 鳥居元忠を含む四人の連署となっている。 「平岩七之介」宛の天正一八年五月・六月の家康の 官名であった。 この文書の位置づけについては今後の課題 あるいは後世における文書の改修 平岩一人宛にもかかわらず、 こうした事情を考慮すると、 いずれも鳥居元忠と連名で ところが、 鳥居元忠に対す ただ、 平岩親 同年五 平 平 平

以上、現段階では、 平岩親吉が天正一六年四月に従五位下主計

改めて検討しておきたい。

立て、[史料1] の年次を以上のように推定した上で、その内容をおきたい。したがって、[史料1] の家康から「平岩七助」宛に発給おきたい。したがって、[史料1] の家康から「平岩七助」宛に発給された判物は、天正一六年四月より以前の可能性が高いといえよう。された判物は、天正一六年四月より以前の可能性が高いといえよう。された判物は、天正一六年四月より以前の可能性が高いといえよう。

だろうか。 が、この一 府中御城普請可被致」 普請役として行わせようとしていることから想起されるのが、 ある。まず、 衆を使役できたのは、 そうであれば 幡社社人が甲府城の普請に徴発されたと考えて無理はないであろう。 正一二年、長久手の家康のもとに [史料3] みを担う石工を近日中に派遣するので、 ついて、 [史料5] 家康が、この文書で平岩に命じているのは、(1) 一条山の地形に 一点目の石工の派遣は、 甲斐国の侍衆に触れ、普請を命じるべきこと、 の石和八幡社社人への動員命令である。 の慶長八年に川除普請に社人が徴発されたように、 先に 条山地形の普請に相当するとみることができるのではない 一点目の、 [史料1]の年紀は天正 [史料4] と石和八幡社神主に触れた「御城普請」 秀吉に臣従してからであるとする平山氏の説が 一条山の地形 でみたように、 前述のように、 一旗 一三年ということになる。 (地固め)を、 油断なく行うこと、 で参陣することを求められ、 家康が石垣技術をもつ穴太 国中の八幡神社社人が、 [史料3] 甲斐国の侍衆へ 2 の二点で で、「於 の動員 石和八 石垣積 また、 前掲 天

になっている。目されており、すでに家康は穴太衆を動員していたと推測されるよう目されており、すでに家康は穴太衆を動員していたと推測されるようを普請するにあたり、「惣廻」を石垣で囲ったとされることが近年注支持されてきた。しかし、元亀元(一五七〇)年六月、家康が浜松城

年の可能性が高い、と推定されるのである。年から同一六年の範囲に限られ、なかでも[史料3]と同じ天正一以上、これまで検討してきた点から、この文書の作成は、天正一

三―三『裏見寒話』と『蠹余一得

文書や記録を収録する向山誠斎『蠹余一得』をみておきたい。文のある『裏見寒話』(『裡見寒話』)と、安政初期までの幕府関係のここで、後年の記録ではあるが、宝暦二(一七五二)年一一月の序

たものである。 宝暦三年まで甲府に赴任していた野田成方が、赴任中に見聞した事柄 康の甲斐入国から、 を書き記 まず、 『裏見寒話』 したものである。 文禄期の浅野長政・幸長時代までの記述を摘記 は、 甲府勤番として享保九(一七二四) このうち、 [史料12] は、 天正一〇年、 年 から 家

[史料12]

御墨附頂戴之、其外御 仕置被仰渡、天正十壬午九月上旬、当国和田尊躰寺に御止宿、武田の兵士共被召出之、寺社の面々御目見如先規、御仕置方に引篭り居る所の武田衆被召出之、或聞書ニ出と云、古府中同年(天正十年:筆者注)八月上、家康公御入国、右左口村より順路、

(20)

掛させられ、 御見目、 村法泉寺慎岳和尚、 法泉寺為御褒美御朱印頂戴之、 武田衆被召出之 武田十弐騎、 何も旦那に被成、 一条左衛門太夫屋敷へ御腰を 龍地ケ原へ出迎、 (21)

古城代平岩七之助後に主計頭 郡内城代鳥居彦右衛門小田原北条の押へ

天正十三乙酉年 家康新城御縄

普請 浅野左京太夫 石垣 平岩主計頭

造作

鳥居土佐守

天正壬午年ヨリ同十八庚寅年迄九ケ年の間

秀吉公管領

君の御領弐三ケ国大閤へ渡る故なり 是ハ小田原没却以後、 北条の旧跡関 八州 大閣より神君へ進せらる、 神

長九ケ年の間領之夫より紀州和歌山へ所替

文禄元壬辰年より慶長五庚子年迄、 浅野弾匠大弼長政・同左京太夫幸

中略

府へ引替、 いふハ、是より以前の名を呼ふ 浅野弾正、 是を下府中ニ権輿とす、 文禄三甲午年思ひ立、 未年古府中より城郭市店寺社共に当 故に今二於て元何町~~となと、

城代」に、 したとする。ただし、実際に普請をしたのは後の浅野幸長、 に逗留して武田旧臣を召し出し、寺社領を安堵するなどし、平岩を「古 これをみると、家康は天正一〇年八月上旬に甲斐国に入り、 鳥居を「郡内城代」とした後、 天正一三年に新城の縄張を 石垣を整

> 甲府城は天正一三年、 のは浅野時代とするのである。 城と城下町が古府中から新城のもとに移されたと述べている。つまり、 文禄元年から慶長五年までの浅野長政・幸長父子統治下の文禄三年に、 成次と、いずれも文禄・慶長期の大名の手によるものとする。その後、 えたのは平岩親吉、城の造作は鳥居元忠三男で郡内を統治した土佐守 他方、 『蠹余一得』 は、 家康のとき縄張りを行ったが、普請が行われた 幕府の奥祐筆を勤めた向山誠斎が、 幕府

関する箇所を摘出してみよう。 甲府城と五つの城の沿革が記述されている。 内容は多岐にわたるが、 御文庫に保管されていた行政史料などを閲覧し記録したものである。 その中に、 江戸城・二条城・大坂城・駿府城 この内、 「甲府御城」

甲府御城極高三十五度三十九分 坪数不詳 御囲米五千石 従江戸甲州街道三十四里十二丁

国高合三十万六千九百九十八石一斗四升五合四夕九才

高二万九百十一石六斗六升八合五夕 都留郡高 内二十八万六千八十六石四斗七升六合九夕九才

三郡

端門向南云追手、後門向北云山手、 郡四 村七百七十八 当城天正中成、 西云柳門、 地在山梨郡北山筋一条庄也 凡三所東北隅有名花

向北開北門甲斐国志

天正十年壬午八月御入国 庚寅羽柴少将勝俊領之 十九年辛卯文禄元年表加藤遠江守光泰領 十三年乙酉新築当城称小山 [史料13](読点史料ママ:著者注

文 料 1·

卷之一提要「府治」中、

次の箇所と推定される。

(古代から武田氏滅亡まで略)

神 長継父子領主トナリ、 封於本州 築 御殿ニ ノ頃ニ賜可遷寺地、 祖 ーナリ、 御結構アリ、 御入ノ刻於古府建仮御殿、 御逗留ナシ給今尚旧址存セリ、 一授ル許状モ、 明年加藤光泰代ル、 再平岩親吉城代タル時、 加藤ノ時ニ及テ遷寺由記セリ、 ○府中城 縄張りヲ 城代ニ浅野右近大輔長吉居シテ経営ス、 多ハ浅野 古巨麻郡青沼郷 命セラルト云、 於是興修築之功一条旧記二、平岩七之助城代 ノ印 及同十八年数次御按行アリテ、 猶又修理ヲ加ト 其頃一条ノ小山ニ今ノ府城ヲ被 文禄三午年ヨリ浅野長政・同 ノ域 同十八寅年豊臣少将受 慶長五子年後 一公国初以来国守令更ノ事 後属山梨郡北山筋 依是大 御料 此

> ナリ、 溝深環レリ、 再為城郭ナリ、 棄田園薦追福、 内一条庄ナリ、 一蓮寺及湯田ノ民戸、住吉明神城地ノ鎮守也、 以下、 東北隅ニ、 二百間許ニシテ片羽口追手ノ見付ト云、自是外郭左右廻レリ 城下町に関する記述略 外郭二見付十五所アリ、 端門向南追手上云、 号云一条道場一蓮寺乃夢山之尾、 有名花畑小郭、 即一条忠頼之旧墟変為仏区、 後門向北山手上云、西云柳門、 向北開小門、 端門ノ正南追手前へ西小路・中小路 又名小山所ナリ、 其胤時信ノ輩加飾シテ 本丸屹立シテ高ク、 社寺ヲ今ノ地ニ遷シ、 文禄慶長 凡三所 外

吉 三年から浅野長政・長継父子が領主となった時、城代浅野右近大輔 と記されている。 轄地となり、 役免許状も、 泰と領主がかわり、 張りを家康が命じた。ところが、 に、天正一八年までの間に数回逗留した。その頃、「一条ノ小山」に「今 府城を築かれる御結構あり」、つまり甲府城を築く計画があり、 すなわち、家康は天正一〇年に入国した時、古府に建てた「仮 が甲府に滞在して普請を始めた。 再び平岩親吉が城代となった。その時、 多くは浅野が発給したものである。 ようやく修築の事業がはじまった。 豊臣少将(秀勝)、翌年には加藤光 そのため、 慶長五年から幕府直 大鋸や杣に与えた諸 また修理をした、 そして、 御殿 文禄 長 縄

一蓮寺と湯田の民戸、そして城地の鎮守である住吉神社も遷され、一立地や土地利用の前史が述べられている。すなわち、文禄・慶長期に次に、「○府中城」の項目が立てられ、「府中城」すなわち甲府城の

条小山 明されているが、「史料3」と比べると、城の諸門に関する記述を、『蠹 る。 次を天正一三年とする記述は、 得 その後、 は一条忠頼館から寺、そして再び城郭となったと述べられてい] はほぼ引用していることがわかる。 城の諸門と「外郭」の見付と武家地や町 [史料14] に見られない しかし、 甲府城の築城年 人地の配置が説

余

(23)

斐国志』 甲 ているものと推測されるが、 正 町が完成したのは、 府城の縄張りが家康によるもので、 そもそも、 一三年という年次は特定していない。このことから、向山誠斎は、『甲 以外の、 これまで検討してきたように、 幕府に保管されていた何らかの文書や記録を参照し 文禄・慶長期の浅野時代だと述べている。 現在のところ不明である。 実際に普請が行われ、 『甲斐国志』 は 城と城下 随所に、 ただ天

ものである。 きない。 することが可能な立場の幕臣によって記録されたものであり、 いずれも天正一三年に家康が甲府城の縄張をした、 以上、 九世紀後期の記録ではあるが、 年次を特定していることが判明した。これらは、 。また、 『裏見寒話』と『蠹余一得』という二つの記録を検討してきたが、 天正一三年という年次は、 いずれも幕府関係文書を役職上閲覧 本稿での考証とも符合する あるいは築城した 一八世紀半ばと 看過で

久手の戦い以前に一条小山に新城を築く計画があったからこそ、ここ を、 ここで想起すべきは、 愛宕山に勧請して戦勝祈願を行ったという事実である。 日下部定好と成瀬正 先に検討した天正一二年家康の尾張出陣に際 が 躑躅ケ崎館に祀られていた将軍地蔵 すでに長

> る。 その後、普請の開始を命じた家康の判物が 当であろう。 いと考えられる に勝軍地蔵愛宕権現を勧請し、 その年次は、 すなわち、 長久手の戦い直後の天正一三年とすることが相応し 甲府城の築城計画は天正一二年以前にあり 別当宝蔵院を遷したと考えることが妥 [史料1] ということにな

録があり、 題は、 いて、 うに、 天正 の人びとの移転先であった。その交渉が難行したことは、 田城攻略をめざした後に、 にかけて、 域を預けられた家康の直臣菅沼定利も、 天正一二~一三年に知久平に築き、 長沢城普請に家忠が呼ばれていることも確認できる。 ここし候」 た。この他、 請こしらすか迄こし候」 しらすか しか 他方、駿河国でも天正一三年八月一 、城普請がかなりの勢いで進められていたと考えられるのである。 四年九月に落成し、 天正一三年から一四年にかけては、 城 第の縄張範囲に所在した 甲府城の築城は進展しなかった。それはなぜか 知久平城から飯 を皮切りに、 四月からは (白須賀)」まで来ていることを記録している。 『家忠日記』 「長沢普請 <u>광</u> では、 家康は一二月四日に浜松城から本城を移し 田城に本拠を移すなど、 領国内の城郭整備を進めている。 一四年一 駿府城普請のために駿河国府中に向かい 天正一三年一一 一蓮寺や長延寺、 二越候 一月まで連日三河国岡崎城の普請記 同 四日には、 一四年終わりから翌一五年初 下伊那支配の拠点となる城を、 家康の五カ国領内所々にお への由申来」 月一八日 家忠が 住吉神社や湯田村 長久手の戦い、 信濃国 と、 先に触れた 駿河府中普 駿府城は、 「岡崎普請 三河 第 下伊那地 このよ の問 国の 上

結局、 録からうかがえる。 普請と同時期に、公役が動員されていたことは、 長延寺らへの対応も求められ、替地の検討が進められたと考えられる。 月には、 城の普請は進みようがなかったと推測される。ようやく天正一四年八 正月付で家康の感状が発給されている。こうした状況下では、 翌年には、 真田氏の動きに対し上田城攻めに向わねばならなかったことである。 第二に、 ○月検地後であったということであろう。 蓮寺から平塩寺に送ったという書状の文言に表われている。 その替地の見通しがたち、 同年八月から、 国内の寺社に家康直判の禁制が出されるが、ここで一蓮寺・ 戦功をあげ家康に証人を差し出した武川衆に、 平岩親吉や鳥居元忠、 替地先が確定されたのは天正一七年 この移転に際しては、城 そして甲斐の侍衆は 先述した一蓮寺の記 天正 さらに 一四年 甲府

出され 城郭 部第 外郭内の城下町が形成されてゆくのである。 取場ト呼へり」と記されている。 山麓には、 城郭の石垣が構築されたといわれている。さらに、 あった。 言われていたように、 石山ナル故、 条小山は、 の整備とともに 一では、 、本格的な甲府城の石垣普請が行われたと考えられる。 一条小山自体が赤甲石から成っており、その石を切り出して、 築城以前に山 今ノ地に遷シ、 山八幡宮は 甲府城が築かれる前は、 愛宕山、 最終的には古府の城下町を甲府城廻りに移し、 八幡宮が所在したという。 「文禄中、 巌石ヲ切取テ本城ノ塁トセラル、 から南西に伸びた岩盤を同じくする丘で 条小山の石と山 浅野氏当城ヲ築カル 「愛宕山 ヨリ続タル岡巒」と 富士川を挟む愛宕 八幡宮の 『甲斐国志』 、時、 石が切り そして、 因テ石 社地悉 神社

> n 町

おわりに

新城、 東移封を迎えることになった事情を考察してきた。 以上、 甲府城の築城が計画された時期と経緯、 本稿では、 武田氏滅亡後、 家康による領国支配の拠点となる 建設が進まないまま関

により、 幸長父子であること、 考えられること、 ること、 田の集落の移転に手間取ったこと、(4)その替え地が確定されるのは 前に、 天正一七年伊奈熊蔵の検地後、 命令が出されたこと、(3)それにもかかわらず、 した加藤光泰であり、 2 が行われたと考える も甲府城の外郭内に配置する形で整備され、 結論としては、 一条小山とその周囲に所在した一蓮寺・長延寺・住吉明神等や湯 長久手の戦い後、 一条小山への城普請の沙汰がなされていたとみられること、 替え地への移転も行われないまま、 (5) その後、 6 (1) 家康の入国から天正一二年家康の尾張出 そして本格的な普請を開始したのが、 以上である。 これを動かしたのは、 天正一八年には小田原攻めと家康の関東移封 天正一三年一月に地形と石垣普請を開始する 一一月に行われた打渡状の発給まで下 そして、 城普請は頓挫したものと 最終的には、 甲府城と城下町 豊臣系大名として入封 真田氏攻略の先陣 古府の 浅野長政 の町割 城下

緯を丁寧に検討してゆく必要がある。 と惣構えの全体を視野に入れ、 今後は、 甲府城の内郭の諸門、 城下町甲府の整備が完成するまでの 外郭三五の見付の普請過程など、 今後の課題としたい。 城内

(25) 106

注

11	10	9	8				7					6		5	4	3		2			1	1
『寛政重修諸家譜』巻第千百七十六。	『御年譜燬考』六(『大日本史料』第一一編三、九三頁)。(『武田氏研究』第六三号、二〇二一年三月)一一~一二頁。	北垣聡一郎「中世石積み技能者『穴太』の本貫地と、近世の『穴太』」	前掲平山論文、一九頁。	映し直した。	にもどり、出典箇所を特定して、引用史料の表記も、原典に即して反	志』五十五。平山氏の論考で引用している部分を、『甲斐国志』原典	「甲斐国志 巻之百 人物部第九 天正壬午以後国守令官吏」『甲斐国	巻本)を使用した。引用に当り割注はポイントを下げ一行に表記した。	たこの「浅草文庫」蔵書印のある請求番号一七三―〇一〇三(全七一	大日本地誌大系『甲斐国志』(雄山閣昭和四七年刊行)の底本とされ	国立公文書館所蔵、請求番号一七三―〇一〇三)。以下『甲斐国志』は、	「甲斐国志 巻之九 村里部第七 山梨郡中郡筋」(『甲斐国志』巻五、	館山梨県埋蔵文化財センター「研究紀要』九号、一九九三年。	平山優「甲府城の史的位置―甲斐国織豊期研究序説」『山梨考古博物	土屋操『甲斐史』一九一五年刊行、一九七五年再刊行、名著出版。	土屋操『年代基準 甲斐国史解』一九○七年、徴古堂書店、一○六頁。	~八八頁。	徳川善宣『新修 徳川家康文書の研究』吉川弘文館、一九八三年、八七	行研究もあるが、基本的に『大日本史料』に拠って記述した。	二〇一〇年、藤井穣治『徳川家康』吉川弘文館・二〇二〇年などの先	徳川家康の行動履歴については、本多隆成『定本 家康』吉川弘文館・	
4	26	25	24	23		22	21	20	19		18		17	16	15			14	13			12
(同書)では、「廿四日古府	「屋形跡古府中村一(「甲斐国志 巻四十五 古蹟部第八 山梨郡北山部第八」『甲斐国志』廿四)。	「火葬場岩窪村 (中略)○河尻塚同所」(「甲斐国志 巻四十五 古蹟	『信長公記』四〇〇頁。	『信長公記』角川日本古典文庫、一九九三年第八版、三八九頁。	『甲斐国志』廿四)。	「仮御殿ノ跡」(「甲斐国志 巻之四十五 古蹟部第八 山梨郡北山筋」	「武徳編年集成」二十六	『増補 続史料大成 家忠日記』臨川書店、一六七頁。	『大日本史料』第一一編四、四九八~四九九頁。	志 五十五)。	「甲斐国志 巻之百 人物部第九 天正壬午以後国守令吏」(『甲斐国	00011)°	「武徳編年集成」二十六。(国立公文書館所蔵、請求番号特○四四―	『大日本史料』第一一編四、五二~五四頁。	『大日本史料』第一一編四、二四~五一頁。	六通が確認できる。	付一五通、三月二八日付六通、『甲斐国志』士庶部にも三月二八日付	『大日本史料』第一一編三に所収されているだけでも、閏正月一四日	『大日本史料』第一一編三、四三九~四四一頁。	(『甲斐国志』五十五)に拠る。	う役職は、「甲斐国志 巻之百 人物部第九 天正壬午以後国守令吏」	『寛政重修諸家譜』巻第九百四十七、六百七十。なお、「両奉行」とい

31 30

33 32

御陣ヲ移サレ」と **処にある「此ノ 単艦』で勝頼が** であると解釈 40 39 38 37 『新編甲州古文書』第二巻、一一三一号。 『新編甲州古文書』三六八号では、「郷宿役共ニ」と翻刻している。 『新編甲州古文書』第二巻、一一〇四号。 甲斐国志 卷五十八 神社部第四 八代郡大石和筋」(『甲斐国志』

28 27 - 吏」(『甲斐国

29 野代恵子氏の 本史料は、甲

42

《『甲斐国志』

『寛政重修

43

34

号、以下本史料集所収史料の出典は、坂田家に関してはこの「四、甲府 「坂田家系」(『甲州文庫史料』第二巻、 「甲斐国志 人物部付録第十」(『甲斐国志』五十七)。 「四、甲府町年寄諸記録」第四

36 35

州文庫史料』三号。

年寄り諸記録」の所収号数を示す)。安永八年一一月「(由緒書)」『甲

(26)

41 三十一)。 『日本歴史地名大系』(平凡社)「石和八幡神社」では、「同年(天正一七

らかではない。 年:筆写注)と推定される四月二五日の徳川家奉行連署証文写(社記) によれば」として、当該文書に言及しているが、年次推定の根拠が明

をとったと考えられる。 ものの、大石和の石和神社の禰宜は編成されていない。家康もこれを 立した位置を占める石和八幡神社への社人衆へは、 踏襲したとすると、古府中の八幡神社の勤番制にも組み込まれない独 文書』二三九号)では、「小石和の禰宜」は二五番に編成されている の八幡神社に二日二夜の勤番を命じる武田晴信禁制 『新編甲州古文書』第一巻、二六二号。永禄四年閏三月付で、古府中 「御やとい」の形 (『新編 甲州古

志 三十)。 「八幡宮」(「甲斐国志 巻五十五 神社部第一 山梨郡府内」『甲斐国

本多隆成『定本 徳川家康』 吉川弘文館、 二〇一〇年、一三四頁。

『新編甲州古文書』第一巻、二五四号。

46 45 44

「甲斐国志 巻之七十三 仏寺部第一」(『甲斐国志』三十七)。

47

の書状は掲載されていない。 『甲斐国志』の「仏寺附録」や最後の「附録部第一~第五」にも、こ [史料6]の最後に、「全文附録二出」と二行割で注記されているが、 「甲斐国志 目録」の「巻数目録」の末尾

(27)104

60 59		58	57	56			55	54	53	52	51	50		49		48					
『新編甲州古文書』第一巻、一五号。なお、この文書の原本は、引用「甲斐国志 巻之七十三 仏寺部第一」(『甲斐国志』三十七)。	卷四十五 古蹟部第八」)。	「稲久山一蓮寺」(「甲斐国志 巻七十三 仏寺部第一」)、「屋形跡」(「同	「甲陽日記」(高白齋記)『山梨県史』資料編6、二〇〇一年所収。	『甲斐叢記』。	著『江戸幕府代官頭文書集成』(文献出版、一九九九年)による。	『同』巻千二百十 (岩波)。秋山甚右衛門汝舟については、和泉清司編	『寛政重修諸家譜』巻千三百十八(大野)、『同』巻二百七十九(平岡)、	『寛政重修諸家譜』巻百八十五(櫻井)、『同』巻三百九十四(小田切)。	『新編甲州古文書』第一巻、二〇七号。	前掲本多隆成著『定本 徳川家康』一三二頁。	『新編甲州古文書』第一巻、二〇一号。	『新編甲州古文書』第一巻、二〇六号。	代飯島与作源勝休」、山梨県立博物館所蔵)	「古府中絵図」(「慶応四年戊辰四月廿三日於甲府山之手在陣手写 松	五十一)。	「甲斐国志 巻之九十五 人物部第四 武田親族之部」(『甲斐国志』	国志』首巻)と、最終的な判断で掲載されなかったものと推定される。	此ニ載セズ、因テ姑ク辞ヲナスコト然リ」(「甲斐国志 首巻」(『甲斐	ラス、或ハサマデ本書ニ拘ハラザルモノ、総シテ雞肋ノ類ヒハ、今皆	ノル類ヒ、此書ヲ校スルニ至リテ省クモノアリ、此ハ、是レ或ハ詳ナ	には、「但シ、凡ソ本書ニ略シテ附録ニ出スト記ストコロノ古文古器

注記されているが、これは市川大門に所在する金剛山宝寿院である。 二十六)。 「甲斐国志 卷之五十 古蹟部第十三 八代郡西郡筋」 (『甲斐国志」

62

61

覚山明徳丸・同寺亀王丸」と確認される 世3上)。 に伝存する「平塩寺過去帳」にも「常行三昧堂上番大過去帳」に 甲斐国志 卷之五十 古蹟部第十三 八代郡西郡筋」。金剛山宝寿院 (『山梨県史』資料編6 七 中

甲斐国志 卷之百一 人物部付録第十」 (『甲斐国志』 五十六)。

67 66 65 64 63

寛政重修諸家譜

"新編甲州古文書] 新編甲州古文書

> 第一卷、 卷千百七十六。

二〇号。

第一卷、二一号。

州文書 臣秀吉の直書は原本と見られ、 居彦右衛門連署の 文書の研究 年)六月二五日付「本多忠勝等五名に与へたる直書」『新訂 居元忠に与えたる直書」(『新修 徳川家康文書の研究』一二三頁、(同 家康の判物では、 日付感状は、 る直書」(同年)五月二三日「豊臣秀吉より平岩親吉に与へたる感状」 五月二二日付「豊臣秀吉より本多忠勝・鳥居元忠・平岩親吉に与へた (以上二点 相模国三増郷に出した本多忠勝・平岩親吉・戸田三郎右衛門・鳥 他は写である。 愛甲郡』 『新修 徳川家康文書の研究』 上巻 山本博文他編『豊臣秀吉の文書』 国立公文書館所蔵)。これらの内、 (天正一八年) 六月七日付 「禁制 七七~七七九頁、 が「相州文書」として写されている(『相 「平岩七助とのへ」と宛所を確認でき 秀吉の判物では、 一二四~一二五頁、五月二三 「本多忠勝・平岩親吉・鳥 柏書房・八二号)。その 五月二三日付豊 (天正一八年) 徳川家康

した「甲斐国志 『新編甲州古文書』

仏寺部第一」では、「此手簡市河ノ宝聚院ニ蔵ム」と

(28)

たる直書」 現在確認できるものでは、(天正一八年)八月四日「平岩親吉に与へ 『寛政重修諸家譜』 『新修 徳川家康文書の研究』一二七頁が初見となっている。 卷五百六十。

103

- 『寛永諸家系図伝 巻五百六十にも同趣旨で記載されている。 平氏 支流 鳥居』。この逸話は、 『寛政重修諸家
- 新訂 の研究』一二三頁。 徳川家康文書の研究 上巻』七七七頁。『新修 徳川家康文書
- 『当代記』巻一『史籍雑纂 当代記 駿府記』続群書類従完成会、一四

72

71

70 69

68

北垣聡一郎氏のご教示による。

74 73

- 見寒話 局旧蔵本を使用した。題簽は『裡見寒話』とあるが、扉を開くと「裏 『裡見寒話』五冊・追加(国立公文書館所蔵)。ここでは、内務省地理 序」として始まる。
- 『蠹余一得 「裡見寒話 壱。 四集』一(国立公文書館所蔵)。
- 『増補 「増補 続史料大成 家忠日記』二二一頁。

82 81 80 79 78 77 76 75

甲斐国志

巻之一

提要」(『甲斐国志』一)。

「裡見寒話

壱」。

- 『増補 続史料大成 続史料大成 家忠日記』二四二頁。 家忠日記』二〇八~二三六頁。
- 衆の軍役動員がなされていることが確認できる(『大日本史料』一一編 天正一三年八月一日付で中尾郷の軍役衆と郷人足が書き上げられ侍 上』飯田市歴史研究所、 二〇一二年、九八~九九頁。

拙稿「菅沼定利の飯田進出」「知久平城から飯田城へ」『飯田・上

飯田

83

八、二頁)。

85 84 弘化二年写「甲府城下絵図」(山梨県立博物館所蔵)には、甲府城の外 住吉神社や湯田という地名を確認することができる。 『大日本史料』 一一編一九、一一~一三頁 代官町と佐渡町の南の光沢寺町に、

一蓮寺・光沢寺 (長延寺)・

「甲斐国志 卷五十五

87 86

- 神社部第一」(『甲斐国志』三十)。
- 「甲斐国志 卷之一 提要」(『甲斐国志』一)。
- 本稿脱稿後に、中村博司「豊臣秀吉の小田原攻めと「穴太」」 二〇二一年)が出されたが、参照すること
- はできなかった。 追記 (『城郭史研究』四〇号、